

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	町税の徴収管理に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大台町は、町税の徴収管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

町税の徴収管理に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

## 評価実施機関名

大台町長

## 公表日

令和4年6月20日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	町税の徴収管理に関する事務
②事務の概要	<p>町税条例及びその他町税に関する法律に基づき行う以下の徴収管理に関する事務は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い特定個人情報を取り扱う。</p> <p>①納税者から納付された町税の収納管理に関する事務            ②納付書の再発行に関する事務            ③町税の口座振替の管理に関する事務            ④過誤納付のある町税の還付及び充当に関する事務            ⑤督促状および催告書等による納税催告に関する事務            ⑥滞納管理および滞納処分に関する事務            ⑦地方税法等に基づく調査に関する事務            ⑧相続等による納税義務の承継に関する事務            ⑨自治体間での調査協力要請等に関する事務            ⑩町税の納付に関する問い合わせに関する事務            ⑪申請に基づく、納税証明書、完納証明書等の発行に関する事務            ⑫町と県、三重地方税管理回収機構との間での滞納整理事案の移管、返還及び収納に関する事務            ⑬不納欠損に関する事務</p>
③システムの名称	宛名・口座システム、収納管理システム、統合滞納管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)宛名・口座特定個人情報ファイル (2)収納特定個人情報ファイル (3)滞納特定個人情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第9条第1項 別表第一の16の項</li> <li>・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条</li> </ul>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[ 実施しない ]</p> <p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;            1) 実施する            2) 実施しない            3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>【情報照会の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第8号 別表第二の27項</li> <li>・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条</li> </ul>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	税務課
②所属長の役職名	税務課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課 519-2404 三重県多気郡大台町佐原750番地 0598-82-3781
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	税務課 519-2404 三重県多気郡大台町佐原750番地 0598-82-3784

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	税務課長 竹上 正彦	税務課長	事後	人事異動に伴う修正
	II しきい値判断項目 1. 対象人数の時点	平成26年7月1日時点	平成30年12月1日時点	事前	
	II しきい値判断項目 2. 取扱者数の時点	平成26年7月1日時点	平成30年12月1日時点	事前	
	IVリスク対策	【様式変更に伴う記載内容追加】	IV全体を新たに記載	事前	
令和4年6月20日	評価書名	町税徴収管理に関する事務 基礎項目評価書	町税の徴収管理に関する事務 基礎項目評価書		評価の再実施(R4.6) 標題の修正
令和4年6月20日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	大台町は、町税徴収管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	大台町は、町税の徴収管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。		評価の再実施(R4.6) 語句の修正
令和4年6月20日	特記事項	—	町税の徴収管理に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。		新評価の再実施(R4.6) 規追加
令和4年6月20日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称	町税徴収管理に関する事務	町税の徴収管理に関する事務		評価の再実施(R4.6) 標題の修正
令和4年6月20日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	町税条例及びその他町税に関する法律に基づき行う以下の徴収管理に関する事務は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い特定個人情報を取り扱う。  ・納税者から納付された町税の収納管理を行う。 ・納付書の再発行を行う。 ・町税の口座振替に関する管理を行う。 ・過誤納付のある町税の還付及び充当を行う。 ・督促状および催告書等による納税催告を行う。 ・滞納管理および滞納処分を行う。 ・地方税法等に基づく調査を行う。 ・相続等による納税義務の承継を行う。 ・自治体間での調査協力要請等を行う。 ・町税の納付に関する問い合わせに対応する。 ・申請に基づき、納税証明書、完納証明書等を発行する。 ・町と県、三重地方税管理回収機構との間での滞納整理事業の移管、返還及び収納に関する事務を行う。 ・不納欠損に関する事務を行う。	町税条例及びその他町税に関する法律に基づき行う以下の徴収管理に関する事務は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い特定個人情報を取り扱う。  ①納税者から納付された町税の収納管理に関する事務 ②納付書の再発行に関する事務 ③町税の口座振替の管理に関する事務 ④過誤納付のある町税の還付及び充当に関する事務 ⑤督促状および催告書等による納税催告に関する事務 ⑥滞納管理および滞納処分に関する事務 ⑦地方税法等に基づく調査に関する事務 ⑧相続等による納税義務の承継に関する事務 ⑨自治体間での調査協力要請等に関する事務 ⑩町税の納付に関する問い合わせに関する事務 ⑪申請に基づき、納税証明書、完納証明書等の発行に関する事務 ⑫町と県、三重地方税管理回収機構との間での滞納整理事業の移管、返還及び収納に関する事務 ⑬不納欠損に関する事務		評価の再実施(R4.6) 記述の簡素化及び明瞭化
令和4年6月20日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	宛名・口座システム、収納管理システム、滞納整理支援システム	宛名・口座システム、収納管理システム、統合滞納管理システム		評価の再実施(R4.6) システム変更
令和4年6月20日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 番号法第9条第1項及び別表第一の16の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) ・第16条	・番号法第9条第1項 別表第一の16の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条		評価の再実施(R4.6) 記述の簡素化及び明瞭化
令和4年6月20日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	—	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号 別表第二の27項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条		評価の再実施(R4.6) 記述の簡素化及び明瞭化
令和4年6月20日	II しきい値判断項目 1. 対象人数の時点	平成30年12月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	評価の再実施(R4.6)
令和4年6月20日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数の時点	平成30年12月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	評価の再実施(R4.6)